

平成 21 年 6 月 22 日

会員の皆様の海上安全に対する自覚についての理事長書簡

特例民法法人 宮城外洋帆走協会
理事長 渡辺孝志

いよいよ夏のレースシーズンに向け各艇エンジン全開の事と思います。また 7 月の海の日には公益法人としての事業で昨年の岩手宮城内陸地震で被害を受けた地区の小学生をハーバーに迎えての体験帆走の準備も進んでおります。

さて海上安全に関する事ですが「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六、同じく「同法施行則改正第百三十七条」での救命胴衣着用の事についてはこれまでも当協会安全委員会の講習等で会員各位も十分に理解をいただいている事と思います。

昨日（6、21）当協会の小浜フリートに於いて宮城海上保安部の係官から救命胴衣の未着用、船検証船内保管不備についての指摘があった事の連絡がありました。救命胴衣着用は当然ですがまた船検証は各艇整備して船内に保管管理する事は言うまでもなくしかも確実に行われなければなりません。

本来ライジャケ等は自分の身を守る為の物であり他人に云われての物ではないはずで、取締りの官庁にとってもこれで国民の役に立っているとの自己満足感は無いと思います。組織で動く事について十分に理解をしているつもりの方にとっても何かチグハグな感じでおります。

各艇、各会員この海域でも船舶の模範となる事を自覚してまた当会創立以来の人身事故ゼロを誇りに海上安全運行に努めます事を願っております。

7 月 15 日には海上保安協会宮城支部近主催で海難事故についての講習会の連絡がきております。担当理事が出席して当会でもその伝達講習会の開催を予定しております。

また再度海上安全についてのライジャケ、免許証、船検証等についての看板を棧橋入り口にも設置します。

当協会は今年で設立三十二年、その前の東北外洋帆走協会から数えれば五十年近く、約半世紀に及んで人身事故ゼロ、を維持しております。そうは言っても事故は各自の一寸した油断から生まれます。今後記録はどうでも先人の海上安全に対する努力を継承して行かなければなりません。

協会は毎年春には宮城海上保安部から講師派遣をいただき海上安全、人命救助等の講習会を行っておりますが今後もお願いをしております。

先週、財）東北海上保安協会東北支部の役員会に出てきました。今後も今迄の様にフレンドリーな関係で行きます。海上保安の皆様の活躍に感謝しつつ今後もおご教示、ご高配の程を願っております。

以上